



発行 / 西東京市
編集 / 企画部広報広聴課
〒188-8666
東京都西東京市南町5-6-13

衆議院議員選挙
臨時号

西東京

市役所代表電話 / 0424-64-1311
ホームページアドレス http://www.city.nishitokyo.tokyo.jp
(携帯電話) http://mobile.city.nishitokyo.tokyo.jp
(Lモード) Lメニューリストから検索できます。

衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票日は11月9日(日) 午前7時～午後8時

さあ選挙 あなたの一票で国へ

第43回衆議院議員選挙は、10月28日に公示され11月9日が投票日です。今回の選挙は、小選挙区選出議員選挙(全国で300人・東京都で25人)と比例代表選出議員選挙(全国で180人・東京都で17人)の2つの選挙によって議員を選びます。

小選挙区選出選挙は、1選挙区から1人の議員を選ぶことになり、西東京市は、小平市、国分寺市および国立市の4市で東京都第19区となります。比例代表選出選挙は、政党等が主体の選挙で全国11の選挙区(ブロック)ごとに行われ、その投票数に応じて政党等が届け出た名簿登録者の順位に従って当選人が決まります。また、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われます。国政を託す人を選ぶ大切な選挙です。貴重な一票を必ず投票しましょう。

投票できる方

すでに西東京市の選挙人名簿に登録されている方
昭和58年11月10日以前に生まれ、平成15年7月27日以前に転入届を出し、引き続き住民票に登録されている方
在外選挙人証を交付されている方(一時帰国や帰国後選挙人名簿に登録されるまでの方は、比例代表選出選挙のみの投票となります。また、投票日は投票できませんので、不在者投票期間中に投票してください。なお、在外選挙人証を必ず持参してください)

最近住所を移した方

平成15年7月28日以降に西東京市に転入届を出した方は、前住所地の選挙管理委員会選挙人名簿の登録を確認してください。名簿登録地で投票できます。

西東京市から転出した方で、西東京市の選挙人名簿に登録されている方は投票できません。ただし、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録された場合および平成15年7月8日以前に転出した方は、西東京市では投票できません。

不在者投票

投票日に次に該当すると見込まれる場合は、不在者投票ができます。

投票区を問わず職務や業務に従事する方(お店や職場が投票区内にあってもできます)
用務等で投票区の区域外にいる方(旅行やゴルフ、買い物などの私用であっても、投票区の区域外にいる場合はできません)
出産、病気などで歩行が困難な方

西東京市の選挙人名簿に登録されている方が転出した場合
とき 10月28日(火)～11月8日(土)の毎日午前8時30分～午後8時(土曜日・日曜日・祝日も同じ)

最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票期間は、11月2日(日)～8日(土)
ところ 西東京市役所田無庁舎2階203市民会議室 西東京市役所保谷東分庁舎地下第1会議室
A いずれの不在者投票所でも投票できます。
持ち物 投票所入場整理券届

滞在地での不在者投票

不在者投票期間から投票日にかけて、仕事・旅行等で西東京市外に滞在される方は、滞在地の選挙管理委員会に不在者投票をすることができません。できるだけ早めに西東京市選挙管理委員会に滞在地での不在者投票の請求をしてください(請求先は、〒202-8555西東京市役所保谷東分庁舎選挙管理委員会)。

請求用紙は、各市区町村選挙管理委員会にあります。請求された方には投票用紙等を郵送しますので、不在者投票期間の早いうちに滞在地の選挙管理委員会に投票してください。

指定病院等での不在者投票

病院・老人ホーム等に入院等している方は、そこが不在者投票指定施設であれば、その施設内で不在者投票ができます。早めに施設の方に申し出てください。

市内の不在者投票指定施設は、佐々総合病院・山田病院・田無病院・西東京中央総合病院・保谷厚

郵便投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、またはに該当する方は、自宅等で郵便による不在者投票ができます。

身体障害者手帳に両下肢、体幹移動機能の障害が「一級または二級」、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が「一級または三級」と記載されている方
戦傷病者手帳に両下肢・体幹の障害が「特別項症から第二項症」、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が「特別項症から第三項症」と記載されている方
郵便による不在者投票をするためには「郵便投票証明書」が必要ですが、また、すでに「郵便投票証明書」の交付を受けた方が、投票用紙等を請求できるのは、投票日の4日前(11月5日)までです。

投票所入場整理券

選挙のご案内と投票所での受け付けのための入場整理券を世帯主の方へ(同一家族4人まで記載)に10月24日ごろから郵送しますので、ご自分の入場整理券を切り離して投票所をご確認のうえ、投票の際にお持ちください。

なお、入場整理券を紛失したり何らかの事情で届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。選挙管理委員会でお確かめのうえお出かけください。

投票の方法

はじめに小選挙区選出議員選挙

の投票用紙(白色)を渡します。で、候補者の氏名を1人だけはっきりと書いて投票箱に投票してください。

2人以上書いたり、記号や符号など関係ないことを書くこと無効となります。

次に比例代表選出議員選挙の投票用紙(あざぎ色)と最高裁判所裁判官国民審査(さくら色)の投票用紙を同時に渡します。

比例代表選出議員選挙の投票用紙(あざぎ色)に、政党等の名称または略称を1つ書いてください。

最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙(さくら色)は裁判官の氏名が印刷されていますので、やめさせたいと思う裁判官がいる場合は、氏名上の空欄にxを書いてください。記載が終わりましたら、比例代表選出議員選挙投票箱と最高裁判所裁判官国民審査投票箱は別々になっていますので、間違えないように投票してください。

代理投票・点字投票

手や目などが不自由な方は、代理投票や点字投票をすることができます。投票所の係員に遠慮なく申し出てください。

選挙公報

候補者の氏名、政見などを掲載した小選挙区選出議員選挙公報と政党等の名称、政策を掲載した比例代表選出議員選挙公報を投票日の2日前までに各家庭に配布します。

開票の参観

開票は、投票日当日の午後9時から西東京市スポーツセンター地下1階体育室(中町1-5-1)で行います。選挙人は自由にご覧になれます。

駐車場が狭いので、車でのご来場はご遠慮ください。